

## 弥陀ヶ原火山防災協議会規約

平成28年3月30日制定

## (目的)

第1条 弥陀ヶ原火山防災協議会（以下「協議会」という。）は、活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号。以下「法」という。）第4条第1項の規定に基づき、弥陀ヶ原において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備を行うため、富山県、富山市、上市町、立山町が共同で設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 弥陀ヶ原に係る噴火シナリオ、火山ハザードマップ、噴火警戒レベル、具体的な避難計画等の一連の警戒避難体制の整備に関する事項
- (2) 富山県防災会議が法第5条第2項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (3) 富山市防災会議、上市町防災会議及び立山町防災会議が法第6条第3項の規定により同条第1項各号に掲げる事項について定める際の意見聴取に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事項

## (協議会の組織)

第3条 協議会は【別表1】に掲げる者で構成する。

- 2 協議会に、会長1名及び副会長3名を置く。
- 3 会長は、富山県知事をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
- 5 副会長は、会長が指名する。
- 6 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。この場合、副会長が複数いるときは、会長があらかじめ指名した順序で、その職務を代理する。

## (幹事会)

第4条 協議会の下に所掌事務について補佐するため、幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

- 2 幹事会は【別表2】に掲げる者で構成する。
- 3 幹事会には幹事長を1名置く。
- 4 幹事長は、富山県危機管理監をもって充てる。
- 5 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。
- 6 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する構成員がその職務を代理する。

(会議の開催)

第5条 協議会は会長が、幹事会は幹事長が招集し、その議事を進行する。

2 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

3 会議は、構成員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 会議の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 構成員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。この場合、代理出席者は構成員とみなす。

6 会議へは、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第6条 協議会において協議が整った事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第7条 協議会の事務処理のため、事務局を富山県防災・危機管理課に置く。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営上必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成28年3月30日から施行する。